

■施設清掃業務（告示番号第159号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答	回答作成
1	1/24	2/6	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区役所庁舎清掃業務 ・北区民センター及び北保健センター庁舎清掃業務 ・北区役所庁舎清掃業務 ・東区役所及び東区民センター庁舎清掃業務 ・厚別区役所等庁舎清掃業務 ・豊平区役所等庁舎清掃業務 ・清田区総合庁舎清掃業務 ・南区役所等庁舎清掃業務 ・西区民センター及び西保健センター庁舎清掃業務 ・西区役所及び西区役所分庁舎清掃業務 ・手稲区総合庁舎清掃業務 	<p>仕様書に記載されています、【作業回数（回/日）】欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする】は平日143日に対して121日、122日どちらで考えればよいでしょうか</p>	<p>履行期間中の平日243日について2日に1回作業を行う場合、121日作業を実施すれば足够了。</p>	<p>中)北)東)厚)豊)清)南)西)手) 市民部総務企画課</p>
2	1/28	2/6	菊水分庁舎清掃業務 他21件	<p>昨今の労働力不足により、新たに落札した場合、現在その施設に従事している清掃員を派遣として受け入れ、日常清掃に従事させてもよろしいでしょうか。（必要関係書類があれば、提出します。派遣契約書等）</p>	<p>清掃業務については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律及び同施行令により労働者派遣が禁止されている業務ではないため、これらの法令に則して派遣労働者を業務に従事させることは差し支えありません。 なお、労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面（業務従事者支給賃金状況報告書や業務従事者健康診断受診等状況報告書など）を、受託者に提出していただきますが、関係書類を求める際に支障がないように、派遣労働者を受け入れる場合は、派遣元事業主からの同意をもらっておいてください。</p>	<p>財)管財部契約管理課</p>
3	1/28	2/6	<ul style="list-style-type: none"> ・大通バスセンター清掃業務 ・中央区役所庁舎清掃業務 	<p>業務要領、窓ガラスの作業項目に、（ガラス周りのサッシ拭き含む）と記載がありますが、サッシ清掃は別途積算するのでしょうか？それともガラス清掃の単価に含まれるのでしょうか。 また、サッシ清掃を別途積算するとしたら、面積の算出はどのようにおこなうのでしょうか？「業務費内訳書等記載要領」に記載がなかったもので、質問致します。</p>	<p>窓ガラスの定期清掃における「サッシ拭き」の作業については、別途積算はせず、窓ガラス清掃の単価に含めております。 なお、本件のサッシ拭きの作業内容は、「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」の「窓ガラス」の「洗浄」の作業内容(ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。)となります。</p>	<p>財)管財部契約管理課</p>
4	1/29	2/6	大通バスセンター清掃業務	<p>別紙3 定期清掃「什器備品（標識看板）拭き等」は、何の数字に基づき積算すればよろしいか。</p>	<p>「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」の「会議室」における「什器備品拭き」（床以外の日常清掃）と同じ歩掛りにより積算しております。</p>	<p>財)管財部契約管理課</p>

5	1/29	2/6	発寒清掃工場清掃業務 駒岡清掃工場清掃業務	その他の日常清掃は、日常清掃作業中にこの作業内容を含むという説明で、積算はしなくてよいのか。積算する場合、その歩掛をご教示ください。	その他の日常清掃（洗面台清掃及びタオル交換、洗濯）についても積算は必要です。 この作業については、見積りにより積算しております。	財) 管財部契約管理課
6	1/29	2/6	白石清掃工場清掃業務	①その他の日常清掃の「タオルの洗濯、交換」は何の数字に基づき積算すればよろしいか。 ②定期清掃の「補修（空パフイング）」の歩掛をご教示ください。	①見積りにより積算しております。 ②見積りにより積算しております。	財) 管財部契約管理課
7	1/29	2/6	北区民センター及び北保健センター庁舎清掃業務	図書室の日常清掃 除塵及び部分水拭き【IV 2.2.3】適用は、【IV 2.1.2】の除塵及び部分水拭きではないか。【IV 2.2.3】とすると、どの項目の歩掛を適用するかご教示ください。	「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」の第4編第2章第2節の「会議室」(=【IV 2.2.3】)における日常清掃の「弾性床」の「除塵及び部分水拭き」を適用し、その歩掛りにより積算しております。	財) 管財部契約管理課
8	1/29	2/6	豊平区役所等庁舎清掃業務	豊平区民センターの日常清掃 和室の繊維床除塵【IV 2.2.3】適用は、【IV 2.1.2】の繊維床除塵ではないか。【IV 2.2.3】とすると、どの項目の歩掛を適用するかご教示ください。	【IV 2.2.3】「会議室」における日常清掃の「繊維床」の「除塵」を適用し、その歩掛りにより積算しております。	財) 管財部契約管理課
9	1/29	2/6	手稲区総合庁舎清掃業務	手稲区民センターの日常清掃 和室の畳除塵【IV 2.2.3】適用は、【IV 2.1.2】の繊維床除塵ではないか。【IV 2.2.3】とすると、どの項目の歩掛を適用するかご教示ください。	【IV 2.2.3】「会議室」における日常清掃の「繊維床」の「除塵」を適用し、その歩掛りにより積算しております。	財) 管財部契約管理課
10	1/29	2/6	北翔養護学校清掃業務	定期清掃「建物外部高所壁面清掃」は何の数字に基づき積算すればよろしいか。	「月刊積算資料」（発行：一般財団法人経済調査会）2019年12月号に掲載の臨時清掃「外壁タイル清掃」の価格により積算しております。	財) 管財部契約管理課
11	1/29	2/6	豊成養護学校清掃業務	①日常清掃 食堂の床以外のごみ収集の歩掛をご教示ください。 ②定期清掃「照明器具（3.5m以上）」は、何の数字に基づき積算すればよろしいか。 ③定期清掃「建物外部ドレイン」は面積ではなく箇所となっているが、何の数字に基づき積算すればよろしいか。 ④定期清掃「建物外部高所壁面清掃」は、何の数字に基づき積算すればよろしいか。	①「建築保全業務積算要領(平成30年版)」には「食堂」のごみ収集の歩掛りが示されていないため、「事務室」のごみ収集（日常清掃の床以外）の歩掛りを使用しております。 ②照明器具の高さは、3.5m程度で脚立等により作業ができる高さのため、「建築保全業務積算要領(平成30年版)」の「照明器具」の「管球・反射板・カバー拭き」（床以外の定期清掃）の歩掛りに準じて積算しております。 ③見積りにより積算しております。 ④「月刊積算資料」（発行：一般財団法人経済調査会）2019年12月号に掲載の臨時清掃「外壁タイル清掃」の価格により積算しております。	財) 管財部契約管理課 教) 生涯学習部学校施設課

12	1/29	2/6	みなみの杜高等支援学校清掃業務	定期清掃「建物外部ドレイン」は面積ではなく箇所となっているが、何の数字に基づき積算すればよろしいか。	見積りにより積算しております。	財) 管財部契約管理課
13	1/29	2/6	のぞみ分校清掃業務	①定期清掃「照明器具(3.5m以上)」は、何の数字に基づき積算すればよろしいか。 ②定期清掃「建物外部高所壁面清掃」は、何の数字に基づき積算すればよろしいか。	①照明器具の高さは、3.5m程度で脚立等により作業ができる高さのため、「建築保全業務積算要領(平成30年版)」の「照明器具」の「管球・反射板・カバー拭き」(床以外の定期清掃)の歩掛りに準じて積算しております。 ②「月刊積算資料」(発行:一般財団法人経済調査会)2019年12月号に掲載の臨時清掃「外壁タイル清掃」の価格により積算しております。	財) 管財部契約管理課 教) 生涯学習部学校施設課